

令和4年2月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年2月22日（火） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 13名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	欠席	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 1名 1番 日高 仙三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第2号 合意解約等について

第3 議案第5号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第6号 農地法第5条の規定による許可について

第5 議案第7号 非農地証明について

第6 議案第8号 あっせんについて

第7 議案第9号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

おはようございます。

開会前に報告があります。本日、1番の日高委員から欠席の報告を受けております。

それでは定刻、定足数に達しておりますので、これから令和4年2月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いいたします。

○会長

本日は忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

新型コロナについてですが、皆さん御存じのように、ちょっと少なくなってきた、まん延措置が解除されるのではないかなという期待もありましたけれども、第6波が猛威を振るってございまして、まん延措置が延期になっております。

昨日から本市でも65歳以上の3回目のワクチンの接種が始まっております。モデルナとファイザー、これを選べるということです。皆さん引き続き、手洗い、うがい、マスク着用など感染予防をお願いしたいと思います。

また、昨日から今日にかけて、子牛の競りが行われております。昨日の子牛の価格は先月と比べ下がっておりますけれども、今日にかけて、ちょっとでも価格が上がればと期待をしております。

○議長

それでは、本日の会議を開催いたします。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

2番、中村裕臣委員、3番、中村逸夫委員を指名いたします。

○議長

続きまして日程第2、報告第2号「合意解約等について」事務局の報告をお願いいたします。

○事務局

日程第2、報告第2号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページから3ページです。

今月の合意解約は1番から13番の13件で、台帳現況地目、田11筆、15,037平米、畑13筆、32,411平米、合計面積47,448平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第5号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第5号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は4ページです。

今月は使用貸借1件、所有権移転2件の合計3件の申請がありました。

1番です。国上校区の寺之門地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積955平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。住吉校区の能野里地区です。台帳現況地目畑2筆、現況面積527平米、田1筆、現況面積1,616平米、合計面積、2,143平米を贈与により所有権移転するものです。なお、譲受人は経営面積が2,143平米となり、下限面積の20アールを超えます。

3番です。住吉校区の深川地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、現況面積157平米を売買により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。続いて担当委員のほうから報告をお願いいたします。まず、整理番号1について3番委員お願いします。

○3番委員

先日の19日に推進委員と共に貸し人と借り人の個人宅を訪ねて申請内容を確認いたしました。

貸し人と借り人は義理の兄弟で、借り人は、今まで耕作していた安納イモが基腐病によって耕作出来なくなったため、そこには、サカキを40アール、これからバナナを10アール程度作付けしています。今回の申請地には、安納イモを植えるということです。

借り人は、農機具もそろっており経営技術も問題ありません。許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは整理番号2について、7番委員お願いします。

○7番委員

7番です。整理番号2について、報告をいたします。

2月19日土曜日、午後1時半より、推進委員、譲受人立会いで現地調査を実施いたしました。

譲受人と譲渡人は兄弟でありまして、譲受人は、3年後に定年退職を迎え、本格的に農業を行いたく、当面は兼業農家として、地域の先輩たち、先駆者たちの指導を仰ぎながら、技術向上を図りたいとのことでした。

将来は園芸作を中心に農業を行いたいとのことでした。

農機具等につきましては、兄の所有する機械がありますので、共同使用する相談をしているとのことでした。

譲渡人には、電話で確認をとっております。

調査の結果申請のとおり許可相当であると思われれます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは整理番号3について、13番委員お願いいたします。

○13番委員

13番です。整理番号3について報告をいたします。

2月20日、譲受人及び担当推進委員立会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は、サトウキビを中心に経営する深川在住の農家です。

申請地は自分の農地に隣接した割り畑で、親の代から借受けて、1枚の畑として耕作をしてきたことから、今回の申請により所有権移転をするものです。

申請地にはサトウキビが作付けされております。

譲受人は農機具も一式そろっており、経営技術についても何ら問題ありません。

また、譲渡人には電話にて確認をしております。

皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員のほうから説明、報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

○5番委員

5番です。番号1ですが、譲渡人が返してもらったところにサカキ40アール、バナナを10アール、残りに安納芋をつくるということですか。

○3番委員

自分の今まで作っていたところが、基腐病で安納イモが作れなくなったので、そこにサカキを40アール、バナナを10アール作っています。

今回、義理の兄弟である貸し人の畑の10アール近くの955平米を借りて安納イモを作ることになりました。

○事務局

ちょっといいですか。

もともと借り人が自分の土地に安納イモ植えていましたが、そこが基腐病で作れなくなったので、別の作物を作って、今回借り受ける畑に安納イモを植えるということですか。

○5番委員

登記は6反ぐらいありますが、現況は1反も無いぐらいのところとなっておりますが、どうなっているのですか？

○事務局

その面積については登記上、6反ぐらいありますが、そのうち面積が955平米の1筆を借りるということですか。その6反の中にはほかにまだ畑が3枚ぐらいありました。

○議長

ほかに。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、それではこれから議案第5号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして日程第4、議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料5ページです。

1番です。榕城校区の城地区です。現況地目畑の1筆で、面積866平米を宅地に転用するものです。

申請理由は、譲受人が建築業を営んでおり、現在、実家の倉庫を利用していますが、木材等で満杯であるため、自宅近くに倉庫を建築し、あわせて資材置場を新たに整備したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は北側が宅地、西側が道路、東側が山林、南側が畑となっていますが、隣接農地からは12メートル以上距離をあけて倉庫を建てるため、通風及び日照について周辺の農地に影響はないと思われます。

「被害防除計画書」及び「被害防除に関する誓約書」が提出されており、資金調達については、残高証明書により確認がとれています。

2番です。榕城校区の岳之田地区です。現況地目畑の2筆で、面積794平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、譲受人が建築業を営んでおり、現在利用している場所だけでは手狭となり、隣接する土地に駐車場と資材置場を新たに整備したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

南側が宅地、北側東側西側が畑となっていますが、建築物はないため、通風及び日照について周辺の農地に影響はないと思われます。

「被害防除計画書」及び「被害防除に関する誓約書」も提出されており、資金調達については、残高証明書により確認がとれています。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましては2月10日に現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

○13番委員

はい。13番です。2月10日、合同調査員2名、事務局2名及び各担当委員、推進委員立会いのもと、合同調査を実施いたしましたので報告いたします。

議案第6号整理番号1についてですが、申請地は、榕城校区の城地区の都市計画区域内の第2種農地で、転用しても何ら問題はないと思われま

す。周辺の状況及び排水についても、道路沿いなので、倉庫を建てても何ら問題はないと思われま

す。次に整理番号2についてですが、申請地は、榕城校区の岳之田地区の農用地区域外の農地で、転用しても何ら問題はないと思われま

す。2件について、申請書類も整っており、調査の結果、許可相当ということで、意見の一致を見ております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

番号1、2について、5番委員お願いいたします

○5番委員

はい、5番です。調査委員長の報告のとおり間違いありません。

○議長

ありがとうございました。

この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第6号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第5、議案第7号「非農地証明について」を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第5、議案第7号「非農地証明について」説明いたします。資料は6ページです。

1番です。榕城校区の本立地区です。台帳地目は畑ですが、昭和52年ごろから耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

2番です。現和校区の武部地区です。台帳地目は田ですが、平成20年ごろから耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

3番です。現和校区の武部地区です。台帳地目は田ですが、平成20年ごろから

耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。
以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、合同の現地調査が行われております。調査委員長報告をお願いいたします。

○13番委員

はい。13番です。議案第7号「非農地証明について」も、2月10日、合同調査を実施しましたので報告をいたします。

まず整理番号1についてです。申請地は、40年以上耕作されず、自然荒廃により、写真のとおり、山林化し、道もなく、農地としての利用が見込めないと判断し、調査の結果、非農地交付基準1の（イ）に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

次に整理番号2と3については申請人が同一でございますので、あわせて報告をいたします。申請地は、以前から、親類に関して、米を作付けしていましたが、平成20年ごろ親戚から返還されており、その後、借り手がおらず、本人も作れないことから、現在は竹が茂り、農地としての利用が見込めないと判断し、調査の結果、農地交付基準1（イ）のに該当し、許可相当ということで、意見の一致を見ております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま調査委員長のほうから報告がありました。担当委員のほうから補足説明ということですが、私が整理番号1の担当ですので報告します。

○4番委員

現地を見に行ったのですが、もう本当に見て分かるようにもう山です。道も無く、下の田んぼから崖を登っていったところですけども、とても畑に回復は出来ないということで、報告をいたします。

以上です。

○議長

続いて整理番号2、3ですけども12番委員よろしくお願ひいたします。

○12番委員

12番です。ただいま、調査委員長の報告のとおりです。

申請人は、もう20年近くになりますが、体調を崩して、とても作業できる状態ではありません。それで仕事も何もしていません。土地持ち非農家です。写真をご覧のとおり、田んぼも狭く、借り手もいろいろ探して5年10年になりますが、いません。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、調査委員長並びに担当委員のほうから報告がありました。この件につ

きまして皆さんのほうから質疑等がありましたら挙手でお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了して議案第7号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第6、議案第8号「あっせんについて」を議題といたします。議案説明をお願いいたします。

○事務局

日程第6、議案第8号「あっせんについて」を説明いたします。資料は7ページです。

1番「貸したい」の申出です。場所は立山校区の立山地区です。賃料は標準額で、期間は10年でお願いしたいということです。あっせん委員につきましては、10番牛越委員と11番岩本委員をお願いいたします。

2番「売りたい」の申出です。場所は安城校区の上之町地区です。売買価格については、買い手の要望する額で、買い手がない場合は、貸借でもいいとのことです。あっせん委員につきましては、10番牛越委員と12番中村委員をお願いいたします。

3番「貸したい」の申出です。場所は国上校区の桜園地区です。賃料は標準額でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、3番中村委員と9番河本委員をお願いいたします。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

この件につきまして、何か質疑等ある方は挙手でお願いをいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いいたします。

○議長

続きまして日程第7、議案第9号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。

議案説明の前に、「利用権設定 整理番号1」は、8番委員が利用権設定を受ける者になっており、また、「所有権移転 整理番号4」は、2番委員が所有権移転を受ける者になっております。

農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、8番委員及び2番委員はそれぞれ議事に参与できません。

従いまして、議事の進行上、議案第9号のうち、「利用権設定 整理番号1」と「所有権移転 整理番号4」を先に審議し、そのあと残りを審議したいと思えます。

御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○議長

それではまず日程第7、議案第9号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の議案説明を全部通してお願いをいたします。

○事務局

日程第7、議案第9号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず、利用権の設定についてです。8ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間、地目畑、面積49,567平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

内訳については9ページを、詳細については10ページから12ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転についてです。13ページをお開きください。

1段目です。移転時期は令和4年3月1日、地目畑、面積9,206平米、その他、1筆10平米、合計面積9,216平米、所有権移転をする者4人、受ける者4人です。

内訳については14ページを、詳細については15ページから24ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定についてです。

まず、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明いたします。25ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年2月28日から令和9年2月27日までの5年間、地目畑、面積16,239平米、利用権の設定をする者3人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年2月28日から令和14年2月27日までの10年間、地目田、面積、12,193平米、畑16,033平米、合計面積28,226平米、利用権の設定をする者6人、受ける者1人です。

内訳については26ページを、詳細については27ページから35ページをご覧ください。

続きまして、地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。36ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年2月28日から令和9年2月27日までの5年間、地目畑、面積16,239平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

2段目です。期間が令和4年2月28日から令和14年2月27日までの10年間、地目田、面積12,193平米、畑16,033平米、合計面積28,226平米、利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。

内訳については37ページを、詳細については、38ページから44ページをご覧ください。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。それではまず、「利用権設定 整理番号1」において農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によりまして、8番委員の退室を求めます。

(8番委員議場退室)

○議長

それでは担当委員の報告をお願いいたします。

整理番号1について、11番委員、報告をお願いいたします。

○11番委員

はい。11番です。整理番号1について説明します。

20日の午後、借り人、担当推進委員の3名で現地調査をしました。

貸し人とは電話で確認をいたしました。

申請地は9筆で、中割の鴻之峯小学校跡を、立山方向に行ったところにある立山集落の共有地で、昨年まで、榕城岳之田にある酒造会社が借りて、焼酎イモを耕作していたところでした。

調査地の状況は、前の借り人が、ロータリー耕をしておりました。

借り人は、伊関在住の認定農家で畜産とサトウキビを耕作しております。サトウキビの生産は数年前に30名ほどで立ち上げた団体が集落営農を行っております。

申請地には、サトウキビを植えるということで、これからも申請地近くの農地を借りて、さらに経営拡大をしていきたいとのことでした。

調査の結果、許可相当と思います。

審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了しまして議案第9号の「利用権設定 整理番号1」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第9号の「利用権設定 整理番号1」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。8番委員の入室をお願いします。

(8番委員議場入室)

○議長

それでは、「所有権移転 整理番号4」において、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって2番委員の退室を求めます。

(2番委員議場退室)

○議長

それでは、担当委員の報告を「所有権移転 整理番号4」について、14番委員報告をお願いいたします。

○14番委員

14番です。整理番号4について説明いたします。

2月17日午後3時から譲受人立会いのもと、推進委員と現地調査を行いました。

譲受人は安納イモ、バレイショ等を栽培している認定農業者です。機械等一式そろっており、経営技術も何ら申し分ないと思います。今後この圃場には安納イモを作付け予定とのことです。

譲渡人には電話で確認し、申請どおり間違いありません。以上、許可相当と考えます。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了して「所有権移転 整理番号4」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、「所有権移転 整理番号4」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。2番委員の入室をお願いします。

(2番委員議場入室)

○議長

続きまして、同議案第9号のうち「利用権設定 整理番号1」及び「所有権移転 整理番号4」以外について、担当委員の報告を順次お願いいたします。まず整理番号2について、12番委員、報告をお願いいたします。

○12番委員

12番です。整理番号2について報告いたします。

2月19日午前10時、借り人立会いで現地調査を行いました。

借り人は、サトウキビ、馬鈴薯、安納イモを中心とした現和校区在住の認定農家です。

バレイショの作付けを増やすため、畑を探し、今回の契約となりました。

2枚ともバレイショの植付けは終わっています。借地料が高いですが、双方了解

済みです。

借り人は、農業機械も引きそろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続きまして所有権移転 整理番号1について5番委員、報告をお願いいたします。

○5番委員

5番です。2月18日8時半に担当推進委員と、譲受人の立会いで現地調査を行いました。

この圃場は、小牧野の1筆の牧草畑になっておりまして、その4分の1ほどが、この譲渡人の名義になっているということでした。

19日に譲渡人にも電話で確認したところ、田屋敷に住んでいたんですが、財産を処分して引き上げるということで、農地に関しては、農業委員会に相談したとのことでした。

問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続きまして所有権移転 整理番号2について、6番委員報告をお願いいたします。

○6番委員

6番です。整理番号2について報告をいたします。

2月18日午前8時より、譲受人立会いのもと推進委員とともに、現地確認を行いました。

譲渡人は、当地には甘藷を作付けしていましたが、基腐病等の発生により、全体的に経営の縮小をしたいということで、今回の申請になったようです。

譲受人は、同じ集落で、キビ、ジャガイモ等を大規模に経営している認定農家です。

申請地にはキビを作付けしたいとのことでした。

機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人には電話で確認をとっております。双方確認の結果、許可相当だと考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして所有権移転 整理番号3について、12番委員報告をお願いいたします。

○12番委員

12番です。整理番号3について報告いたします。

2月19日午前11時、譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は、でん粉用甘藷、牧草、畜産を中心とした現和校区在住の認定農家で

す。

譲受人は、現在、牧草を作るため借りている畑が遠くにあり、大変なので近くにないかと探していたところ、この物件を聞き、相談があり、話がまとまりました。

この畑は、畑までの道幅が狭く、3枚の畑が段違いになっているため、この価格となりました。

譲受人は農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

譲渡人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終了して、議案第9号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、「利用権の設定 整理番号1」及び「所有権移転 整理番号4」以外の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

2 番 委 員 _____ 印

3 番 委 員 _____ 印